基調講演

自治基本条例と住民自治』



~みんなが主役のまちづくり~

ニセコ町職員

札幌大学大学院法学研究科非常勤講師 国土交通省地域振興アドバイザー

> 健 Ш 也さん

員の役割は?

法律上、市長を補助するのが市職員の役割と規定されています。 地方自治の基本である市民自治とは、市民の意思に基づいて自 治体を民主的に運営することをいいます。市長は一人しかいませ んので、市長の補助機関である職員が、自治会や各種市民活動の 場に積極的に参加し、市民と情報を共有して、一緒に各種の政策 や計画を作ることが必要です。職員には決定権がないから、「立 場上自分の意見は言えない」と無責任に逃避することは許されな いと思います。例えば、福祉の課長だったら、多くの市民と議論 の中から市民の意向を反映した福祉政策を作り、市長が最適な意 思決定ができるようにその選択肢を提示すべきです。もちろん市 民との話し合いの時、部課長が自らの考えを明確にし、市民と約 東することも大事です。市民と約束したことが市長に拒否された ら、その経緯をそのまま市民に伝えればいいのです。なぜなら市 長の考え方を説明することも職員の重要な責務だからです。

違法行為の場合は別ですが、職員は一般的にクビにできません。 その理由は制度的な雇用者は市長ですが、政治的な雇用者は市民 の皆さんだからです。権力を持つ市長の恣意的な判断で職員をク ビにして、市民の信託が生かされない組織になっては困るので、 職員に安定した身分保障をしていると言われています。選ばれた 市長が職員を活用し、市民の思いを最大限発揮するような政策を 市民とともに立案していく。そして、その過程を全部オープンに していく重要な役割を職員は担っていると思います。

◎自治体にとって市民はお客さま?

市役所にとって市民は、デパートなどのお客とは全然違います。 もし、市役所を会社に置き換えたら、市民の皆さんは、お客では なく株主だと思います。市民は、自治体の構成員でお客ではあり ません。それを顧客満足度と同じく考えると、自治の原点を見失 うことになります。サービスの良いまちが本当に良いまちなので しょうか。受益と負担の関係を明らかにし、たくさん税金を納め て高いサービスを選ぶのか、サービスを最小限にし、税金の安い まちを選ぶのかという選択権が市民の皆さんにはあるのです。

◎市民が育てるまちづくり基本条例

意思決定のための基本的な条例として自治基本条例は、大変に 重要な役割を持っています。法律は全国画一の基準ですから、市 民の代表である議会が決定した基本条例は法律よりも優先すると 思います。裁判では条例が法律に勝っている事例も多くあります。 自治体が自信を持って最高規範としての基本条例を決め、国と争 うことがあっても良いと思います。そのためには、市民の武器と して自治基本条例がとても重要になります。

登別市まちづくり基本条例がこれからどんどん深化して市民の 皆さんの生活の糧となり、自分たちで意思決定をする気概を持ち、 自ら誇れるまちとし、発展していくということを願っています。



めの 方協 は働 のまちづくり

今年度

から

『事業仕』

分け』

行政と民間の役割分担

がら試行します めとする各種団体 などにつ 価を、 推進するため、 市民自治推進委員会をはじいて仕分ける事務事業外部 民のまちづくり 市 などの協力を得 民活動 を展への 開 参 す

民自治療

推進委員会では、

年に

引き

市

民

てい

治フォーラムを開催しました続き実行委員会を立ち上げ、

ーラム

部を紹介します。

今回

行われた市

治につ

いただくことが不可いたでは

ただき、 可

欠です。 昨

市加

は、 真

より多くの市民

の方に市

民

Ø

市

民自治を推進して

いくた

るための拠点となる『 市

> 活動センター』を整備します このフォーラムの

)目的

は